

きょうと魅力再発見旅プロジェクトの各種割引は、【京都府または隣接府県にお住まいの方】が割引対象です

宿泊者・旅行者全員の身分確認を行います

「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」の割引適用対象者は、京都府または隣接府県に居住する方が対象です。京都府及び隣接府県以外にお住まいの方は同行者を含め適用外です。

割引希望者は、申込時または精算時に、申込または精算個所にて、割引適用される宿泊者または旅行者が京都府または隣接府県に居住していることが確認できる書類を提示し証明してください。

※本人確認の方法

次の確認書類を宿泊事業者や旅行業者で旅行者に提示させ、京都府または隣接府県に居住していることを確認する。

- 1点で本人確認書類として認めるもの：1枚で氏名及び写真が確認できる書類
例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、観光庁職員身分証明書 等
- ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名が確認できる書類として提示可能
①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等
②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等
- 中学生以下の子どもであって、上記がそろわない場合、本人の健康保険証と法定代理人の本人確認書類で代用する。
- 書類が整わない場合、後日、宿泊または旅行を予約した宿泊事業者または旅行業者に対して、写しを郵送等する。

京都府または隣接府県の居住を確認する為に必要な書類として認められないもの(例)

- 宅配伝票、郵送伝票等の送料支払伝票、はがき・郵便物
- 店舗・小売店・飲食店等のポイントカード
- 通院中の病院の診察券
- キャッシュカード、クレジットカード
- 名刺、勤務先の社員証

割引対象者はあくまでも宿泊者・旅行者です

きょうと魅力再発見旅プロジェクトの割引対象者は、宿泊者及び旅行者です。ご予約された方が京都府または隣接府県にお住まいの方でも、実際に宿泊する(旅行する)方が京都府外または隣接府県外にお住まいの場合は、割引適用外となりますのでご注意ください。**(宿泊者・旅行者が同行者も含めて京都府または隣接府県在住であることを証明できない場合は割引適用外です。)**

【割引適用 不可】



【割引適用 可】



【割引適用 可】



宿泊及び旅行取消の場合のクーポンの返還

宿泊及び旅行をキャンセルする場合は京都応援クーポン券の発行を受けた(=旅行の予約をした)旅行業者等に必ず返却してください。仮に返還が行われない場合には、当該紙クーポンの金額に相当する金額をお支払いください。京都応援クーポン券の返却が行われない場合には、補助金の不正受給となり、返還請求の対象となるほか、詐欺罪に問われる可能性があります。

ご注意事項

- 宿泊事業者や旅行業者が居住地を確認を行う際に、居住地が確認できない方の割引適用はできません。
- 同行者等が京都府外または隣接府県外居住者であることが発覚した場合は、割引適用外の方は正規料金でお支払いいただきます。
- 京都府または隣接府県内居住者のなりすましや、虚偽の申告があった場合は、不正受給として割引分をご返金いただきます。
- 京都府または隣接府県に居住することを確認するために必要な書類の貸し借りが発覚した場合は、不正受給として割引分をご返金いただきます。
- なりすまし、虚偽の申告、転売、転売商品の購入については、法令により罰せられる可能性がありますのでご注意ください。